

仕 様 書

件 名

安否確認システムサービス提供業務契約

目 的

災害発生時の初動対応状況を迅速に把握するため、パソコン及び携帯電話（以下「端末機」という。）を使って北海道運輸局職員（以下「職員」という。）の安否を確認するシステムの提供を行う。

契約期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

I 安否確認システムについて

仕 様

本システムは、北海道において震度6弱以上の地震が発生した場合に、職員がシステムを起動及び操作しなくても、業務請負者（以下「請負者」という。）は、自動的に予め登録した職員の端末機メールアドレスに安否確認用WEBサイトへリンクするメールを一斉送信する。

これを受けて、各職員はメールで返信する方法、電話で自動応答音声に報告する方法または、WEBサイトのメニューに従い回答する方法により、職員の安否状況等を登録できるものとし、その登録内容は自動集計されシステムを運用する管理者（以下「管理者」という。）において容易に一覧表として作成・出力できるものとする。

また、上記災害時以外においても管理者が任意のメッセージを職員あてに一斉送信できるものとする。

なお、本システムを提供するサーバー等は、請負者が保有し運用・管理するデータセンターに設置してあり、情報セキュリティ対策が施され、かつ東日本大震災級の災害発生時においても耐えうる設備であることとし、各機能の詳細は以下のとおりとする。

1. 地震の管理について

- ① 同時期に発生した複数の地震に対して各々の安否確認ができること。
- ② 余震については、一定の判断の下で本震と一つの事象として管理が可能なこと。
- ③ 一斉送信の設定震度については、無料で変更ができること。

2. メール一斉送信について

- ① 職員1名につき、2つ以上のメールアドレスを登録できること。また、2つ以上のメールアドレスへ同時に送信処理ができること。
- ② 再送信の回数・間隔の設定が可能なこと。
- ③ 安否状況を登録していない職員に対して、簡易な操作により再送信ができること。

- ④ 予め決められた日時に、予め決められた内容のメールを自動または、手動で送信できること。
 - ⑤ 北海道を少なくとも4ブロック以上に分け、震源地に応じたブロック毎への送信が可能なこと。
3. 任意のメッセージの一斉送信について
 - ① 任意に設定される所属グループ、個人あてに送信できること。
 - ② 災害等非常時以外でもメッセージが送信できること。
 4. 管理者について
 - ① 管理者は、事務所単位でそれぞれ設定できること。
 - ② 管理者権限については、メッセージの送信を実施できる管理者、職員データのメンテナンスを行う管理者（以下「メンテナンス管理者」という。）、職員の安否状況一覧の閲覧・ダウンロード可能な管理者、所属情報（氏名、所属、職員ID）の閲覧・ダウンロード可能な管理者等について、権限を複数設定できること。
 5. 安否状況登録項目について
 - ① 請負者が一斉送信するメールは、以下に示す例示と同等の内容が確認できるものとする。

(例) 地震災害の場合

 - ・ 職員の安否確認（無事、負傷等）
 - ・ 家族の安否確認（無事、負傷等）
 - ・ 家屋の状態（無事、半壊、全壊）
 - ・ 出勤可否
 - ・ 出勤可能な場合の所要時間（○時間以内に出勤）
 - ② 管理者が任意に情報を収集する場合には、回答登録項目数は6項目以上とし、その内容は管理者が任意に設定できること。また、システム導入後も任意の時期に登録項目及び内容を管理者が変更できること。
 - ③ 登録項目以外で職員が登録したい任意のメッセージを登録できること。
 - ④ 対象職員は本サービスのメールを受信した際、自身の安否状況についてメールで返信する方法、電話で自動応答音声に報告する方法または、WEBサイトのメニューに従い回答する方法を選択できるものとする。
 - ⑤ 安否状況の登録は何回でも可能であること。
 - ⑥ 職員が安否確認メールの受信ができない場合であっても、予め準備されている自主報告本人専用URLへ登録することにより、管理者へ安否状況を連絡できること。その際には職員番号やパスワードの入力なしに行えること。安否等の状況を報告できること。
 6. 自動集計機能について
 - ① 各職員が登録した安否状況の結果を自動集計し、管理者が端末機からログインし、

集計状況を確認できること。なお、ログインの際は、パスワードの入力を求めることとし、管理者の端末機を限定しないこと（自宅パソコン等からのログインも可とする。）。

② 自動集計は速やかに更新され、常に最新の集計結果を表示できること。

③ 自動集計結果画面は、職員毎の登録、未登録の状況が容易に識別できるように表示される。また、検索により未登録の状況が抽出可能であること。

④ 自動集計結果は、CSVデータとして容易に出力・加工ができること。

⑤ 回答状況は、状況を容易に確認できるよう表示ができること。

7. 所属情報・職員の登録・変更・削除等について

① メンテナンス管理者が所属情報を職員毎または一括で登録・変更・削除できること。一括で登録・変更・削除をする場合は、WEBサイト（パソコン）からCSVファイルのアップロードにより行えること。なお、アップロードを行う上で当局が提供するCSVファイルに何らかの加工等をする必要がある場合は、円滑な利用を図るため請負者がそれを加工する機能を用意すること。

② 職員が端末機にてログインし、職員情報（メールアドレス、電話番号、パスワード）を登録・変更・削除できること。なお、ログインの際はパスワードの入力を求めることとする。

③ サーバー機器及びサーバー等で使用しているOS等について、機器の買い換え、OS等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は、一切請求しないものとする。

・組織の統廃合や組織名称変更等による所属データのメンテナンスを行える機能を有すること。

・月に一度以上指定した特定の管理者あてに自動で通知メールを送信し、正常にメールが受信されていることが確認できること。

8. システムインフラのセキュリティ対策について

① システムのサーバー及び通信回線（以下「サーバー等」という。）は、2重化されていること。ただし、一方のサーバー等は北海道以外にデータセンターが設置されていること。

② サーバーの設置個所は、停電対策、地震対策及び火災対策を講じていること。

③ 登録されたデータが外部に漏洩しないように万全のセキュリティ対策が講じられていること

④ 不法侵入等対策として、厳重な入退室管理が講じられていること。

⑤ 故障申告、問い合わせ等について、電話またはメールにて365日24時間運用が可能な保守管理体制が確立していること。

⑥ サーバーを構成する設備等は、請負者の資産であること。

9. 操作マニュアルの作成について

安否確認システムの操作方法について、管理者及び職員向けにパソコンを使用する方

法及び携帯電話を使用する方法について容易に操作ができるマニュアルを作成し、電子媒体で速やかに提出すること。

1 0. 個人情報の取扱い等について

- ① サービス終了後には、提供した個人情報について完全に廃棄すること。
- ② 個人情報の取扱いに関して「プライバシーマーク」の認証を取得していること。
なお、資格証等の写しを提出すること。

1 1. その他

- ① 携帯電話については、通信会社（キャリア）や端末を問わず使用が可能であること。
- ② 災害発生時に通信の規制・輻輳・障害等によりネットワークが混雑している場合でも、それらの状況に制限されることなく、請負者は各携帯電話会社と特定の領域を確保し、メールが送信できる協定を締結していること。
- ③ メッセージの送信回数により契約金額が変動しないこと。
- ④ インターネットを利用する際は、SSL通信または同程度の通信を使用すること。
- ⑤ 年に複数回、任意の時期において訓練が行えること。

II 安否確認システムの使用職員数等について

1. 使用予定者数

合計 450人（予定）

2. 管理者

合計 110人（予定）

I～II 共通事項

1. その他

本仕様に際して疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
契約締結後は、速やかに担当者に連絡し、打合せを行うこと。